

新型コロナウイルス感染症に関する緊急措置見舞金補償特約
(事業総合賠償責任保険 2021年1月1日以降始期契約用)

第1条 (特約の適用)

この特約は食中毒・特定感染症利益担保特約 (以下「食中毒・特定感染症特約」といいます。) が付帯された保険契約に適用します

第2条 (当会社の支払責任の読替え)

この特約により、食中毒・特定感染症特約第8条 (当会社の支払責任) を次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 当会社は、保険適用地域内で発生した次の各号に掲げる事故 (以下「事故」といいます。) に伴い、経済的負担が生じる被保険者に対して緊急措置見舞金を支払います。

- ① 施設が、指定感染症 (感染症予防法第6条 (定義等) 第8項に規定する感染症をいいます。) または新型コロナウイルス感染症 (令和3年2月13日施行の改正感染症予防法第6条 (定義等) 第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症のうち、同項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。) の原因となる病原体に汚染された場合に、保健所その他の行政機関が感染症予防法の規定に基づく消毒その他の処置の命令または同処置の指示等を行うこと。
- ② 前号に規定する汚染の疑いがある場合に、保健所その他の行政機関が感染症予防法の規定に基づく消毒その他の処置の命令または同処置の指示等を行うこと。

(2) 前項①に規定する病原体には、感染症予防法第6条 (定義等) 第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症の原因となる病原体を含みます。ただし、別表1に掲げる感染症の原因となる病原体を除きます。

」

第3条 (普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、食中毒・特定感染症特約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。